

**新居浜市大島交流センター
飲料用自動販売機設置事業者募集の流れ**

- ① 令和8年2月9日（月）
 - ・募集要項の公告及び市HPに募集要項を掲載

（社会教育課）
- ② 令和8年2月9日（月）～令和8年3月2日（月）
 - ・募集書類の配布

（社会教育課→応募希望者）
- ③ 令和8年2月10日（火）～令和8年3月2日（月）
 - ・応募書類の提出・受付
 - ※持参による

（応募者→社会教育課）
- ④ 令和8年3月3日（火）～令和8年3月6日（金）
 - ・応募書類の審査

（社会教育課）
- ⑤ 令和8年3月9日（月）※予定
 - ・設置予定事業者の決定
 - ・決定通知書の送付

（社会教育課）

（社会教育課→設置予定事業者・応募者）
- ⑥ ～ 令和8年3月27日（金）※予定
 - ・市有地使用許可願の提出
 - ※行政財産目的外使用許可の申請

（設置予定事業者→社会教育課）
- ⑦ ～ 令和8年3月31日（火）※予定
 - ・市有地使用許可書の交付
 - ※設置事業者の決定

（社会教育課→設置事業者）
- ⑧ 令和8年4月1日（水）～令和8年4月8日（水）※予定
 - ・自動販売機の設置

（設置事業者）
- ⑨ 令和8年4月8日（水）～※予定
 - ・自動販売機の稼働

※1 設置事業者は、月ごとの売上金額、販売本数等を翌月10日までに新居浜市教育委員会へ報告すること。

※2 上記の報告後、新居浜市教育委員会から請求された使用料を、指定期日までに納入すること。